

令和8年度 名張市空き家情報誌協働発行业務に係る企画提案 実施要領

1 目的

この要領は、名張市内の空き家の所有者を対象とした、本市の空き家支援情報及び空き家管理に関する内容等を掲載した冊子（以下「冊子」という。）の協働発行业務について、必要な事項を定めるものとする。

なお、この事業については、企画提案が選定された者（以下「協働発行业業者」という。）が募集する広告収入による作成を行う方法により、編集・印刷等の経費を市が負担することなく発行するものである。

さらに、企画提案においては、従来の事業提案にとどまることなく、関係法令を遵守する中で、冊子発行前後で本市に対して有益となる事業展開により、本市における空き家をはじめとする課題解決に資するものとする。

2 業務の内容

別紙：令和8年度 名張市空き家情報誌協働発行业務に係る企画提案 仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 企画提案参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 名張市入札参加資格者名簿における、物件納入・業務請負の登録事業者であること。
- (3) 参加申込時点において、本市から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 納期の到来している法人税及び法人事業税を完納していること。
- (5) 名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成30年告示第62号）第2条第8号に規定する暴力団、若しくは同条第9号に規定する暴力団関係者ではない者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者。
- (6) 令和3年度以降において、地方公共団体の印刷物の作成等業務を受託した実績があり、かつ、地方公共団体の広告業務に関する契約（民間事業者との契約を含む）を履行した実績があること。

4 参加の申込

企画提案参加者の募集は、公告及びホームページに掲載して行う。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案参加者資格審査申込書（様式第1号）	1部
イ 企画書（本市に対する有益な事業提案を含む）	10部
ウ 成果品見本	10部
エ 会社概要等	10部

オ 法人税及び法人事業税の未納が無いことの証明書 1部

企画提案の参加に際しては、「1. 目的」に基づき、「見出し」「本文作成」「デザイン・レイアウト」「イラスト作成」など必要な作業を行い、成果品見本を提出する。

また、構成に関する企画書等を作成し提出すること。なお、基本的に書式はA4サイズ、様式は自由とする。これらの提案内容については、協定締結時に当該協定書類に添付及び遵守することとし、協定期間中、提案内容の実現に向けた協議及び取組を図ることとする。

(2) 実施要領等配布期間・受付期間（期限厳守）

①配布期間：令和8年3月2日（月）から同年3月19日（木）午後5時まで

②受付期間：令和8年3月9日（月）から同年3月19日（木）午後5時まで

(3) 申込書の提出場所及び問い合わせ先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市 都市整備部 住宅室

電話：0595-63-7740 F A X：0595-63-4677

E-mail：jutaku@city.nabari.lg.jp

(4) 提出方法

提出場所に持参、郵送により提出しなければならない。（F A X・電子メールなどによるものは認めない。）なお、郵送の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

5 本業務に関する質問

本業務の内容や企画提案に係る質問については、質問書（様式第2号）により提出すること。

(1) 提出方法

F A X又は電子メールにて提出すること。

(2) 提出先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市 都市整備部 住宅室

電話：0595-63-7740 F A X：0595-63-4677

E-mail：jutaku@city.nabari.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対しては、ホームページにて回答する。

(4) 質問期限・返答期限

質問期限は、令和8年3月2日（月）から令和8年3月11日（水）午後5時まで（期限厳守）とする。

回答は、令和8年3月16日（月）午後5時までにを行う。

6 事業者の選定方法

(1) 選定方法

募集期間終了後、令和8年3月27日（金）開催予定の審査委員会において提案書の書面審査及び事業者からの提案により選定審査を実施し、審査項目ごとに評点付けし、すみやかに最高得点者を選定する。

(2) 失格事項等

- ア 企画提案の参加に関する提出書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- イ 企画提案参加者の資格要件を欠く場合
- ウ 提案書等が不足する場合
- エ 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- オ 実施要領に記載のある必要事項を満たしていない場合
- カ 実施要領に定められた以外の方法により、関係者に企画提案に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- キ その他実施要領の規定に違反した場合

(3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案参加者に協働発行事業者選定結果（様式第3号）を文書で通知し、選定された者と必要書類を交わすこととする。

なお、選定結果に関する異議の申し立ては一切認めない。

7 審査項目

評価項目	点数	合計
1 業務実績	15点	審査員1人あたり 100点
2 製作体制	15点	
3 企画性	40点	
4 有益提案	30点	

8 提案書等の取扱い等

提出された提案書等の取扱いは次の各号による。

- (1) 提案書等の作成、提出など、企画提案への参加に関する一切の費用は、企画提案参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明のために必要と認める場合は、その写しを作成し、使用することができる。